

# 国内募集型企画旅行条件書

(株)JAF メディアワークス Ways ツーリズム 観光庁長官登録旅行業第 2009 号  
一般社団法人 日本旅行業協会正会員

お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、(株)JAF メディアワークス(以下、「当社」といいます。)が旅行企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)(以下、「当社約款」といいます。)によります。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下、「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

- (1)当社及び旅行業法で規定された「受託営業所」(以下、「当社」といいます。)にて、当社所定の旅行申込書(以下、「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は、「旅行代金」、「取消料」、「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。

お申込金(お 1 人様)

旅行代金	お申込金
3 万円未満	6,000 円
3 万円以上 6 万円未満	12,000 円
6 万円以上 10 万円未満	20,000 円
10 万円以上 15 万円未満	30,000 円
15 万円以上	旅行代金の 20%

但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。※上記の「旅行代金」とは、第 6 項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

- (2)当社は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社らが予約を承諾する旨の通知をした日の翌日から起算して 5 日以内に当社に旅行申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は、お申込みがなかったものとして取扱います。
- (3)旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受理した時に成立するものとします。
- (4)旅行参加に際し特別な配慮を必要とする方は、旅行契約のお申し込み時にお申し出下さい。当社は、可能な範囲でこれに応じます。
- (5)本項(4)の申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

## 3. 申込条件

- (1)20 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が、当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれておられる方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は、可能な合理的な範囲でこれに応じます。なお、この場合、利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために同伴者・介助者の同行などを条件とさせていただきますか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただきますか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- (4)お客様が、ご旅行中に疾病・傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態となったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用は、お客様のご負担となります。
- (5)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (6)お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- (7)お客様が、他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。  
その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

## 4. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

- (1)当社は、第 2 項(3)に定める契約の成立後速やかにお客様へ旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下、「契約書面」といいます。)をお渡します。契約書面は、パンフレット、本旅行条件書及び本項(2)に規定する確定書面より構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面において、確定された旅行日程又は運送・宿泊機関の名称が記載されない場合は、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降のお申込みに関しては、旅行開始日)までこれらの確定状況を記載した書面(以下、「確定書面」といいます。)をお渡しいたします。
- (3)第 2 項(3)に定める契約の成立後手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても、当社は手配状況についてご説明いたします。
- (4)当社が旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、本項(2)の確定書面を交付した場合は、

当該確定書面に記載するところによります。

## 5. 旅行代金のお支払い期日

- (1)旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日(以下、「基準日」といいます。)より前にお支払いいただけます。
- (2)基準日以降にお申込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただけます。

## 6. 旅行代金の適用

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は子ども代金となります。
- (2)旅行代金は、パンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3)「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」に「追加代金として表示した金額」を加算し、「割引代金として表示した金額」を減額したものをいいます。この金額は、第2項の「申込金」、第12項(1)の「取消料」、第13項(1)の2)の「違約料」及び第19項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

## 7. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途、明示する場合を除き、普通席となります)、宿泊費、食料料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等
  - (2)旅行日程表に明示したレンタカー使用料金(借受料金)
  - (3)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付け
  - (4)パンフレットに「旅行代金に含まれるもの。」として明示したその他の費用
- 上記(1)～(4)についてはお客様の都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

## 8. 旅行代金に含まれないもの

第7項に掲げるものの他、旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)
- (2)クリーニング、電報電話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3)旅行日程中の「自由行動、自由見学」、「別料金」、「お客様負担等」と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- (4)お1人部屋を使用される場合の追加代金
- (5)希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行の料金)
- (6)お客様自身の希望より生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食料料金、交通費等)
- (7)ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

## 9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下、「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

## 10. 旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約成立後であっても、次の場合には、旅行代金を変更いたします。

- (1)利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金(以下、「適用運賃・料金」といいます。)が著しい経済情勢の変化等により、パンフレット記載の旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2)当社は、本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額が旅行代金を減額します。
- (3)第9項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取引料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生ずる場合には、当該契約内容の変更の際に、その範囲内において旅行代金の額を変更する場合があります。(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる場合を除きます。)
- (4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 11. お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を別の方へ譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、手数料(お一人様につき1050円)とともに、当社に提出していただけます。(既に航空券等を発券している場合は、別途、再発券等に係る費用を請求する場合があります。)
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。なお、当社は、交替をお断りする場合があります。

## 12. お客様による旅行契約の解除

### (1)旅行開始前

- 1)お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社らのそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日まで	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降2日目に当たる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日まで	旅行代金の40%
旅行開始日の当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

注1)特定期間・特定コース・宿泊施設等についての取消料は、別途「インプレット」に定めるところによります。

注2)本項(1)の1)の「旅行代金」とは、第6項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

2)お客様のご都合で旅行開始日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも、旅行代金全額に対して本項(1)の1)の取消料が適用されます。

3)お客様は、次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア第9項に基づき旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第19項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。

イ第10項(1)の規定に基づいて旅行代金が償還されたとき。

ウ天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ当社らがお客様に対し、第4項に定める期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。

オ当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

4)当社は、本項(1)の1)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金で取消料がまかなえないときは、その差額を申受けます。また、ご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。

5)当社は、本項(1)の2)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の金額を払い戻します。

#### (2)旅行開始後

1)旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時解約される場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

2)お客様の責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該受けられなくなった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限り)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

### 13. 当社による旅行契約の解除

#### (1)旅行開始前

1)当社は、次に掲げる場合において、お客様ご理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

アお客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

イお客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

ウお客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

エお客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

オお客様の人数がインプレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあっては3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

カスキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。

キ天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

2)お客様が第5項に定める基準日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は、当該基準日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対して第12項(1)の1)に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

#### (2)旅行開始後

1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であってもお客様ご理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

アお客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

イお客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への背反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ウ天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったと

き。

2)当社が本項(2)の1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の旅行契約関係は将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取送料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

3)当社は、本項(2)1)のアの規定によって旅行開始後旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じて、お客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

#### 14. 旅行代金の払い戻し

当社は、第10項の規定より旅行代金が減額された場合又は第12、13項の規定より旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

#### 15. 旅程管理

(1)当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行いません。当社が、お客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

アお客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。但し、本項6)の個人旅行プランを除きます。

イ前アの措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努める等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。

(2)お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していたときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

(添乗員同行プラン)

(3)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行いません。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

(現地添乗員同行プラン)

(4)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は、本項(3)における添乗員の業務に準じます。

(現地係員案内プラン)

(5)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。当社は現地において当社が手配を代行させる者より、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わず、その者の連絡先は確定書面に明示します。

(個人旅行プラン)

(6)個人旅行プランには、添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きは、お客様自身で行っていただきます。

#### 16. 当社の責任及び免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったときに限ります。

(2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が原因とされたときはこの限りではありません。

ア天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ運送・宿泊機関、レンタカー、マイカー等の事故もしくは火災

ウ運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

エ官公署の命令等によって生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

オ自由行動中の事故

カ食中毒

キ盗難

ク運送機関の遅延・不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、害発生の日から起算して14日以内当社に対して通知があったときに限り、お客様お一人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

#### 17. お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより、当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を受けません。

(2)お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことを認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 18. 特別補償

- (1)当社は、第16項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅券の別添特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命・身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、後遺障害補償金として45万円～1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。手荷物に係る損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。なお、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。
- (2)当社が第16項(1)の責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の限度において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金と見なします。
- (3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が旅行企画・実施するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (4)但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (5)お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか募集型企画旅行の日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他にこれらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

## 19. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の1)、2)、3)に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様へ支払います。ただし、当該変更について、当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
  - 1)次掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変、イ戦乱、ウ暴動、エ官公署の命令、オ欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
  - 2)第12.13項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
  - 3)パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は、変更補償金を支払いません。
- (2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更について、当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

### <変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様へ通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様へ通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記

載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱いします。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取扱いします。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第6号若しくは第7号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取扱いします。

注6 第8号に掲げる変更については第1号から第7号までを適用せず第8号によります。

## 20. 団体・グループ契約

- (1)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。)を定めて申込んだ旅行契約の締結については、本項(2)～(5)の規定を適用します。
- (2)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下、「構成者」といいます。)の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (3)契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は債権については、何らの責任を負うものではありません。
- (5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選出した構成者を契約責任者とみなします。

## 21. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内又は当社の旅行契約上の責任事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲で利用させていただきます。当社の個人情報取扱いについては、当社ホームページ (<https://ways-t.jp/>) をご参照ください。

※このほか、当社では、1)当社ら及び当社らと提携する会社の商品やサービスキャンペーンのご案内 2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い 3)アンケートのお願い 4)特典サービスの提供 5)統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

## 22. その他

- (1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜を図るため土産物店のご案内がありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただけます。
- (3)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了解ください。
- (4)現地旅行会社等が実施するオプションツアーは、旅程保証の対象とはなりません。
- (5)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに確定書面等でお知らせする連絡先にご通知下さい。当社は、旅行中のお客様が疾病傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (6)ご集合時刻は厳守して下さい。集合時刻に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (7)事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならぬ事態が生じても、当社は、それに係る費用の請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮に関する補償にも応じられません。
- (8)手荷物の運送は、当該運送機関が行ない、当社は運送機関に運送委託手続を代行するものです。

## 23. 当社終款について

この条件書に定めない事項は、当社終款によります。

当社終款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社終款は、当社ホームページ (<https://ways-t.jp/>) からご覧いただけます。

## 24. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2016年7月1日を基準としています。

2016年7月作成